

(仮称) 野洲市民病院整備基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

野洲市が整備する(仮称)野洲市民病院は、「(仮称)野洲市立病院整備基本計画」に掲げた基本理念に基づくほか、市民が安心して生活できるまち都市づくりのため、地域の中核医療機能を果たす病院とする。そのため、最良の医療サービスを市民はもとよりすべての病院利用者が必要に応じていつでも安心して受けられる市民病院とする。また、「野洲駅南口周辺整備構想」と整合し、駅前という立地条件を最大限に活かした運営・経営を行うとともに、機能的で、かつ、景観及び環境に配慮した施設、医療機器等の選定、整備及び将来の機器更新が行いやすい施設とする。

(仮称)野洲市民病院整備基本設計業務の実施には、病院建設についての豊富な知識・経験、また、高度な企画・調整能力及び技術力が必要である。また、昨今の恒常的な職人不足、建設資材の高騰、消費税の増税、建設需要の増加などによる建設費の高騰に対し、質の高い建物を病院経営の観点も含め、適正な建設費で整備するための資質を有した事業者の選定が重要である。

本要領は、このような能力を有し、(仮称)野洲市民病院整備基本設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

「(仮称)野洲市立病院整備基本計画」(以下、「基本計画」という)、「(仮称)野洲市民病院基本計画精査結果報告書」(以下、「精査結果報告書」という)に基づき、かつ、「野洲駅南口周辺整備構想」と整合する基本設計の実施に関する業務とする。

また、詳細については、別紙「(仮称)野洲市民病院整備基本設計業務委託特記仕様書」(以下、「特記仕様書」という)等によるものとする。

(1) 委託業務名称

(仮称)野洲市民病院整備基本設計業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から平成29年 6月30日(金)まで

(3) 発注者

野洲市長 山仲 善彰

(4) 業務委託費

金71,383,680円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

3 窓口・問い合わせ先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市政策調整部 地域戦略課

電話 077-587-6141

FAX 077-586-2200

E-mail senryaku@city.yasu.lg.jp

4 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者(以下、「応募者」という。)は、次に掲げる要

実施要領

件を全て満たしている単体企業とする。なお、資格要件の審査基準日は本プロポーザル手続開始を公告した日の前日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (7) プロポーザル審査委員（以下、「審査委員」という）が役員もしくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び該当組織に所属していないこと。

5 応募者の条件

応募者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 国、公的医療機関及び社会保険関係団体（「医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示」（昭和 26 年厚生省告示 167 号）の規定に基づく施設）のうち、一般病床が 150 床以上の病院の、新築または改築（一部を除く）の基本設計を含む設計業務を元請として、平成 18 年度以降に 3 件以上受託しかつ履行した実績を有する者であること。なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計（建築及び建築設備設計を含む）の業務をいう。

実施要領

- (2) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士50名以上の事務所であること。
- (3) (1)の設計業務において総括的な立場又は建築(意匠)担当主任技術者として実績を有する一級建築士を、本業務が完了するまで、管理技術者として配置できる者であること。また、その者は応募者の組織に所属し、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (4) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。
管理技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
意匠主任技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
構造主任技術者：建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士
電気設備主任技術者：建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士
機械設備主任技術者：建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士
※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、各1名とし、兼ねることはできないものとする。
※配置予定技術者は3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

6 業務委託候補者特定までの流れ

- (1) 上記4、5の要件をすべて満たす応募者が参加表明書を提出する。
- (2) 参加表明をした者の参加資格要件を確認し、要件を満たした応募者の中から、一次審査にて、提出された資料等の内容により一次審査通過者5者程度を選定し、技術提案の要請を通知する。
- (3) 技術提案書を受け付けた後、二次審査にてプレゼンテーション及びヒアリング(以下、「ヒアリング等」という。)を実施し、最優秀者及び優秀者を特定する。なお、二次審査で実施するヒアリング等については公開(ただし、一次審査通過者の関係者の入室は禁止する。)で行うが、審査については、(仮称)野洲市民病院整備基本設計業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という)のみで実施するものとする。
- (4) 二次審査にて、最高得票者が複数又は得票差が1票の場合は、その得票者を対象とした再投票を行い最優秀者及び優秀者を特定する。
- (5) 最優秀者を本業務の業務委託候補者とし、随意契約の契約手続きを進める。ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の業務委託候補者とする。
- (6) その他、不測の事態が生じた場合は、審査委員会の判断により、協議の上決定する。

7 スケジュール(予定)

本業務のスケジュール(予定)は、次のとおりとする。

- ①平成28年 5月13日(金)・・・プロポーザルの公告
- ②平成28年 5月18日(水)・・・質疑締切(午後5時まで)
- ③平成28年 5月23日(月)・・・質疑回答
- ④平成28年 5月27日(金)・・・参加表明書受付締切(午後5時まで)
- ⑤平成28年 6月10日(金)・・・一次審査、一次審査結果の通知、技術提案の要請
- ⑥平成28年 6月17日(金)・・・技術提案書作成にかかる質疑締切(午後5時まで)
- ⑦平成28年 6月24日(金)・・・技術提案書作成にかかる質疑回答
- ⑧平成28年 7月 1日(金)・・・技術提案書受付締切(午後5時まで)

実施要領

- ⑨平成28年 7月中旬 ……二次審査、業務委託候補者の特定
- ⑩平成28年 7月中旬 ……二次審査結果の通知
- ⑪平成28年 7月下旬 ……契約締結

8 手続等に関する事項

(1) 資料

ア 配付資料

- ・(仮称)野洲市民病院整備基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・(仮称)野洲市民病院整備基本設計業務委託特記仕様書
- ・評価項目一覧表(一次審査用)
- ・プロポーザル様式集(一次審査用:様式1~6)
- ・誓約書
- ・会社役員名簿
- ・技術提案書作成要領
- ・評価項目一覧表(二次審査用)
- ・参加辞退届(様式7)
- ・プロポーザル様式集(二次審査用:様式8~11)

イ 配付場所

- ・上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ
※野洲市(以下、「本市」という)のウェブサイトにおいて、ダウンロードも可能。
- ・(仮称)野洲市立病院建設基本構想、基本計画及び精査結果報告書及び野洲駅南口周辺整備構想については、本市のウェブサイトにおいてダウンロードすること。

ウ 配付期間

- ・平成28年5月13日(金)から
※土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 質問書の受付及び回答

- ア 受付期限:平成28年5月18日(水)午後5時まで
- イ 受付場所:上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ
- ウ 提出書類:質問書(様式6)
- エ 提出方法:電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。
電子メール送信後、上記「3窓口・問い合わせ先」へ到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- オ 回答方法:平成28年5月23日(月)より本市ウェブサイト上にて回答を公開する。
※技術提案書に関連する、または関連すると思われる質問については、事務局の判断により回答しない。

(3) 参加表明書の受付

- ア 受付期間:平成28年5月13日(金)から平成28年5月27日(金)まで
(土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- イ 受付場所:上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ
- ウ 提出書類:以下のとおりとする。なお、市に野洲市入札参加資格審査申請書(測量

実施要領

およびコンサルタント等)を提出し受理された者は、9～12の書類を省略することができる。

1. 参加表明書(様式1)
2. 企業概要書(様式2)
3. 事務所の業務実績(様式3)
4. 管理技術者の実績(様式4)
5. 主任技術者(意匠)の実績(様式5-1)
6. 主任技術者(意匠以外)の実績(様式5-2)
7. 担当チームの追加提案(様式5-3)
8. 業務実施の方針及び進め方(様式5-4)
9. 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
※申請日において発行日から3ヵ月以内のもの
10. 国税(法人税及び消費税)、地方税の納税証明書(過去を含めて税に未納がないことが確認できること。)
※証明書については証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの
※納税証明書は申請日において発行日から3ヵ月以内のもの
※本店から申請の場合は本店分、営業所等で申請の場合は当該営業所分の証明書
※消費税及び地方消費税が非課税の事業者も非課税証明書が必要
※証明書を発行する公共団体において、完納証明書等(未納の税額がないこと)の書式発行がない場合は、直近年度分の納税証明書を提出すること。
11. 誓約書
12. 会社役員名簿

エ 提出部数：各1部

オ 提出方法：持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 技術提案書提出の要請

8(3)で受けた参加表明書により資格確認を行い、要件を満たした応募者の中から、一次審査にて、提出された資料等の内容により一次審査通過者5者程度を選定し、技術提案書提出の要請書を送付する。

(平成28年6月10日(金)付けでメールおよび郵送にて)

(5) 技術提案書作成にかかる質問書の受付及び回答

ア 受付期間：平成28年6月13日(月)から平成28年6月17日(金)午後5時まで

イ 受付場所：上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ

ウ 提出書類：技術提案書作成に関する質問書(様式11)

エ 提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。

電子メール送信後、上記「3窓口・問い合わせ先」へ到着確認をする

実施要領

こと。また、質問のない場合は、提出する必要はない。

オ 回答方法：平成28年6月24日（金）より本市ウェブサイト上にて回答を公開する。

(6) 技術提案書の受付

ア 受付期間：平成28年6月27日（月）から平成28年7月1日（金）
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

イ 受付場所：上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ

ウ 提出書類：技術提案要請書の写し

技術提案書（様式8）

業務の実施方針（様式9-1）

提案テーマ（様式9-2）

基本設計業務受託参考見積書（様式10-1）

実施設計業務受託参考見積書（様式10-2）

工事監理業務受託参考見積書（様式10-3）

エ 提出部数：様式9-1から様式9-2までについては、正本1部、副本20部
（副本については、技術提案書の提出者を特定することが出来る内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。）様式10-1から様式10-3及び内訳書は、封かんしたものを1部。また、技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したCDを1枚提出すること。

※提出された技術提案書は、返却しない。

オ 提出方法：持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

カ その他：正本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。

副本は1部毎に左肩1箇所をホチキス留め。

各ページに通し番号を振ること。

技術提案書は、用紙サイズにかかわらず折らずに提出すること。

(7) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「技術提案辞退届（様式7）」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

9 業務委託候補者の特定に関する事項

業務委託候補者の特定は、以下のとおりとする。

(1) 一次審査

参加表明書と共に提出された配置予定技術者実績等の内容を審査し、上位5者程度を一次審査通過者として選定する。審査結果については、一次審査終了後に文書で通知する。

(2) 二次審査

審査委員会が、一次審査通過者に対し、技術提案書（設計業務受託見積金額を除く）及びヒアリング等により総合的に審査し、最優秀者及び優秀者を特定する。

①ヒアリング等

実施要領

ア 対象

一次審査通過者

イ 実施日

平成28年7月中旬（別途、通知する）

ウ 出席者

出席者は5名以内（機器操作者を除く）とし、配置予定の管理技術者と主任技術者に限る。

エ ヒアリング等の方法

説明及び質疑回答は主任技術者（意匠）を中心に行うこと。詳細については、一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて別途通知する。

②結果通知

審査結果については辞退届を提出した事業者を除く一次審査通過者に対して文書で通知する。

審査委員会の委員は次のとおりとする。

氏名	所属・職名等
及川 清昭	立命館大学 理工学部 建築都市デザイン学科 教授
白井 宏昌	滋賀県立大学 環境科学部 環境建築デザイン学科 准教授
今中 雄一	京都大学 大学院医学研究科 医療経済学分野 教授
福山 秀直	京都大学 学際融合教育研究推進センター 健康長寿社会の総合医療開発ユニット 特任教授
岡田 裕作	特定医療法人社団御上会 野洲病院 院長
大藤 良昭	野洲市 政策調整部 政策監
小山 日出夫	野洲市 都市建設部 部長
瀬川 俊英	野洲市 健康福祉部 部長

(3) 審査結果の理由について

一次審査の結果、技術提案書の提出を要請しなかった者及び一次審査を通過し業務委託候補者に特定されなかった者は、その理由について以下のとおり説明を求めることができるものとする。

ア 審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により説明を求めること。

イ 上記アの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

ウ 受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ

受付時間：午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

1 0 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 応募資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、応募期日、応募場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 業務委託候補者の特定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (6) 参考見積書の金額が、「2 (4) 業務委託費」にある額を超過した場合

1 1 業務の契約

- (1) 野洲市長は審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、最優秀者との間で契約の締結に至らなかった場合には、優秀者を契約候補者として決定した上で、契約を締結する。
- (2) 契約は、契約書を作成する。なお、規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

1 2 結果の公表

本市のウェブサイトで公表する。最優秀者及び優秀者の名称、審査経過、二次審査対象者の提案内容（様式 9-1、9-2）及び二次審査対象者に対する講評を公表可能な範囲で掲載する。

1 3 工事発注方式

工事発注方式については、基本設計段階で、従来方式（設計施工分離方式）、DB方式（設計施工一括発注方式）、ECI方式（施工予定者技術協議方式）等を検討し、決定する。

なお、工事発注方式の検討結果を踏まえ、別途、本市において今後の実施設計業務委託等の発注方法を検討し決定する予定。

1 4 留意事項

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 提出された全ての書類は、返却しない。
 - イ 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
 - ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
 - エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
 - オ 技術提案書の提出は、1者につき1案とする。

- (2) 情報の公開及び提供

市は、一次審査通過者から提出された技術提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年10月1日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

実施要領

なお、本プロポーザルの業務委託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する

イ 契約保証金 免除する

(5) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て応募者の負担とする。
やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を野洲市に請求することはできない。

(6) 著作権等の権利

技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、本業務を受託した者（以下、「受託者」という）先に選定された者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 応募者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(9) 提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。

ただし、本市が、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断した時は、受託者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。

(10) 受託者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件にかかる建設工事の入札に参加することはできない。

※資本関係とは、①親会社（会社法第2条第4号。以下同じ）と子会社（同条第3号。

以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び③野洲市入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。

実施要領

- (11) 受託者は、市が新病院建設・開院に関わり、別途、業務委託（予定）するコンサルティング会社、医療情報システムベンダー等との協議、協力の上、業務を行うこと。
- (12) 本業務及び今後予定している実施設計業務、工事監理業務において、地元経済への波及効果等を考慮し、野洲市内に営業所を有する企業の積極的な活用に配慮すること。